高等部 生 徒 心 得

群馬県立赤城特別支援学校

<学習目標>

- 1 基本的生活習慣の確立を図り、心身ともに適切な自己管理ができるようになる。
- 2 卒業後の生活の目標を持ち、目標達成に向けた学力や技能を身に付ける。
- 3 自分の考えをしっかり持つとともに、周りの人たちを尊重し、様々な集団の中での 役割を成し遂げようとする。

<学校生活>

- 1 服装を正し、言葉づかいに留意して人に接し、互いに協力して人格の向上に努める。
- 2 登校は始業前10分とする。終業後は特別な用事がある時以外、速やかに帰宅する。 学校に残る場合には、担任の許可を得る。始業から終業までの間は無断で校外に 出ない。外出の必要がある場合は担任等の許可を得る。
- 3 欠席・遅刻は、事前に保護者を通じて連絡する。
- 4 病気その他の理由で早退する場合は、担任の許可を得る。
- 5 スマートフォン等は、校内では電源を切りバッグに入れておく。家庭との連絡等で 使用する時は、教師の了承を得る。
- 6 所持品は学習に必要なものとし、それ以外のものを持ち込む場合には、担任の許可を得る。所持品には記名をし、整理整頓を心がける。
- 7 ごみは原則として持ち帰るものとし、美化を心がける。
- 8 学校の物品を破損した場合には、すぐに担任に申し出て指導を受ける。場合によっては弁償の義務を負うことがある。
- 9 掲示物は、あらかじめ学校の掲示許可を受ける。

<学校外での生活>

- 1 家庭に重要な事故が発生した場合には、速やかに届け出る。
- 2 旅行等で家庭を離れて行動する場合は、所定の旅行届を提出する。
- 3 アルバイトは、主治医の意見を聞き、保護者承諾のもとに届け出る。
- 4 長期休業中は、特に心身の健康に留意し、学力の増進をはかる。
- 5 在学証明書・身分証明書・学生割引証等の申請は、所定の書類による。

<通学>

- 1 交通事故は被害・加害を問わず、速やかに届け出る。
- 2 通学の手段として、自動車や自動二輪車の使用は認めない。但し、自動車運転免許の取得については、教習所に通う前に、事情等を学校に届け出る。
- 3 自転車通学を希望するものは、許可願に必要事項を記入し、許可を得る。乗車時は、ヘルメットを必ず着用する。

<特別な指導>

上記に違反した場合や非行があった場合には、説諭や謹慎等、特別な指導を受ける場合がある。